

かわさき基準（製品開発ガイドライン）

<<かわさき基準の理念について>>

「かわさき基準」における理念については、福祉先進国であるスウェーデンにおける福祉の基本方針、理念を参考としつつ、我が国の「介護保険における理念」も包含しながら我が国の現状を踏まえ、かわさき基準推進事業実施要綱に掲げる「8つの理念」として整理し、下表のとおりとなっています。

「8つの理念」の整理にあたり、スウェーデンにおける福祉の基本方針、理念を参考とした理由は、社会的自立の支援を基本コンセプトとし、高齢者や障害者自身が社会に貢献できることを目指した包括的な理念としているからです。

	理 念	概 要
自 立 支 援	人格・尊厳の尊重	利用者の人格や尊厳が尊重されていること
	利用者の意見の反映	サービス提供システムや福祉製品の開発過程に利用者が参加し、その意見が反映されており、利用者が利用しやすくなるような福祉製品であること
	自己決定	あらゆるサービスがサービスの提供の各過程において、十分な説明と理解がなされ、本人の自己決定に基づいて行われること
	ニーズの総合的把握	利用者の心理的・身体的・社会的ニーズを総合的に捉えていること
	活動能力の活性化	利用者の残存能力を引き出し、心理的・身体的・社会的活動能力が活性化されるように配慮されていること
	利用しやすさ	必要なサービス・相談・アフターフォローが身近なところで速やかに提供されていること
	安全・安心	サービス提供の全ての過程において、安全・安心が保障されていること
	ノーマライゼーション	どのようなニーズを抱えていても、できる限りの住み慣れた環境で社会生活を営むことができるように配慮されていること

以上の「かわさき基準」の理念について、「かわさき基準」に準拠した福祉製品及びその関連サービスを例に取り上げ、相互の関連を整理すると次のようになります。「かわさき基準」では、その8つの理念に基づき福祉製品を評価し、同時に福祉製品及びその関連サービスのあり方を定めますが、「かわさき基準」の8つの理念を整理すると、理念の性質から以下の4つに大別できます。

① 福祉製品そのものに関するもの

「人格の尊重」、「安全・安心」、「活動の能力の活性化」は福祉製品自身に求められる理念です。具体的にはそれぞれ「利用者の人格や尊厳を考慮した利用法が想定されている福祉製品であること」、「信頼性・安全性に対して配慮がされている福祉製品であること」、「使いやすさ、自立を促進する配慮がされている（例えば、車いすの取手が外れ、ベッドからの移乗が容易であるなど）福祉製品であること」です。

② 福祉製品の評価に関するもの

「ニーズの総合的把握」、「利用者の意見反映」は福祉製品の評価に係わる理念です。製品の機能性や安全性などへのニーズや環境配慮などへの社会的ニーズを反映することが「ニーズの総合的把握」であり、利用者や専門家からの評価結果の反映が「利用者の意見反映」となっています。

③ 福祉製品のサポートに関するもの

「自己決定」、「利用しやすさ」は福祉製品をサポートし、福祉製品を日常的に継続して使用できるようにする理念です。具体的には福祉製品を購入する時に利用者（購入者）に最適な福祉製品をアドバイスするサービスや、福祉製品が故障した時にすぐに修理をしてくれるサービスが該当します。このようなサービスがあることによって、利用者は福祉製品を利用しやすくなり、自分の望む行動をとることができるようになります。

④ 福祉製品を取り巻く環境に関するもの

「ノーマライゼーション」は福祉製品を取り巻く環境に係わる理念です。福祉製品の利用者が、まちや自宅で自由に行動するには、まちづくりや家づくりなどにおいて福祉製品の利用が想定されていることが必要です。

<<製品開発ガイドライン>>

■ 製品開発において配慮が望まれる事項（8理念別）

製品開発においては、かわさき基準の8つの理念ごとに、次の配慮が望めます。

I. 人格・尊厳の尊重

I-1. 人格・尊厳に対する配慮

福祉製品の利用に際し、利用者の人格、人権、人間性などに十分配慮されていることが望めます。

I-2. 利用者のライフスタイルに対する配慮

想定された利用者の使用状況（目的、方法、時間、順序、組合せなど）に十分適合していることが望めます。また、利用者の日常の生活パターンに十分適合していることが望めます。

II. 利用者意見の反映

II-1. モニター・専門家による評価に対する配慮

利用者・介護者の視点からモニターによる評価がなされ、かつ、福祉製品の専門家からも専門的・客観的評価がなされて、モニターと専門家両方の評価結果が福祉製品に反映されていることが望めます。また、得られた評価情報を可能な限り公表することが望めます。

III. 自己決定

III-1. 製品情報の提供に対する配慮

福祉製品の選択・購入・利用において利用者の自己決定を促すために、福祉製品に関する様々な情報やアドバイスを容易に得ることができることが望めます。また、製品の組み立てや利用に当たってのマニュアルが、印刷物、DVD等の媒体を活用して、わかりやすく解説されていることが望めます。

IV. ニーズの総合的把握

IV-1. 客観的なニーズ把握に対する配慮

福祉製品の安全性や機能性・心理的受容性に対するニーズ及び社会的なニーズに対しても客観的把握

を行い、ニーズが福祉製品に反映されていることが望めます。

社会的なニーズにおいては、製造から廃棄まで福祉製品のライフサイクルにわたって環境負荷の低減に寄与することが望めます。特に、リユース（再利用）が容易である福祉製品が望めます。

V. 活動能力の活性化

V-1. 機能性及び自立支援に対する配慮

利用者の身体機能・感覚機能にバランスよく配慮した設計により、操作性・調節性などの機能性のほか、組み立てや操作理解の容易性に優れていることが望めます。その際、素材や重量、色彩、表示の大きさなどには十分配慮することが望めます。

また、利用に際し、利用者が痛みや疲労・緊張が生じないように配慮することが望めます。加えて、福祉製品を利用することにより生活状況・機能強化・自立性の改善に有効であることが望めます。

V-2. 心理的受容性に対する配慮

利用者の嗜好や価値観、美的感覚などの感性ニーズに配慮することが望めます。特に、利用者が使用の際、心理的苦痛を感じるようなことがないように配慮することが望めます。

V-3. 社会的便益に対する配慮

福祉製品の利用に伴う障がい者就労による経済効果、介護費の低減など社会的な便益を期待できることが望めます。

VI. 利用しやすさ

VI-1. 購入・利用・維持・修理のしやすさに対する配慮

福祉製品についての一定の市場性が期待できるとともに、福祉製品の購入・補修が安価で行うことができるよう経済性に配慮されていることが望めます。

また、利用者サイド（介助者を含む。）にとって使い方が分かりやすく、設置・取り付け等が容易であり、長期間の継続的な使用にも耐えうることを望めます。さらに、利用中の維持や修理について十分なサポート体制がメーカーや供給側に用意されていることが望めます。

VII. 安全・安心

VII-1. 安全性及び社会的要請に対する配慮

福祉製品の信頼性・安全性に対して十分配慮されていることが望めます。具体的には、利用者が福祉製品を活用でき、予測可能かつ合理的な使用において確実に機能すること、長期的・反復的な使用、想定しにくい使用方法・状態の場合でも安全性が担保されていることが望めます。

また、安全性については法規制の遵守ほか、製造物責任の遵守についても不可欠なものとして取り込まれていることが望めます。加えて、福祉製品の部品については、モジュール化等により、維持・修理に際して交換しやすいことに配慮することが望めます。

VIII. ノーマライゼーション

VIII-1. 生活環境に対する配慮

利用者ができるだけ自立した暮らしを送れる生活環境（自宅など）に資する福祉製品であることが望めます。

Ⅷ－２．社会環境に対する配慮

利用者ができるだけ自立した暮らしを送れる社会環境（街・商店・公共施設など）に資する福祉製品であることが望まれます。

Ⅷ－３．万人の使用に対する配慮

継続的な障害のある人に限らず、一時的に何らかの障害のある人が使用するに際しても、抵抗がないよう配慮することが望まれます。